

FirstGlobal メッセージ

siesta

2021.5月号 vol.214

発行元：〒540-0012

大阪府中央区谷町1-6-4

天満橋八千代ビル10階

(株)ファーストグローバルコンサルティング

F G C 社会保険労務士法人

代表取締役 品川典久

TEL 06-6910-3007 FAX 06-6910-3008

Email shinagawa@1gc.jp

URL <http://www.1gc.jp>

今月のトピックス

年金繰下げ

前号で、70歳までの就業機会の確保について触れましたが、今回はそれに伴う「年金」について少し。おわかりのとおり公的年金制度は難しく、また多くの方が、将来当てにならない、との思いを抱いているかもしれません。しかし、これは正解でもあり、不正解でもあります。その議論はあらためて。どちらにしても、企業側は今後継続雇用から定年延長を見据えて、仕組みや制度を整備する必要性から逃れられないのは間違いありません。以前は、定年後再雇用者へ、ほぼすぐに「老齢厚生年金」が出ていましたから、定年後に給与を下げ、満額ではない「在職老齢年金」と雇用保険からの「雇用継続給付」を受給し、合計すれば定年前の手取り額とあまり遜色ない金額を受け取ることができました。弊社でも再雇用後の給与額の落とし所を探るシミュレーションソフトを活用して、ご相談にお応えしていた頃が懐かしいです。しかし法改正により、現在は60歳前半で年金を受給することは「ほぼ」できなくなり、今年の4月2日以降、60歳を迎える男性は65歳からしか年金は「原則」受け取れなくなります（女性は5年遅れ）。上記のような状況を踏まえて、また改正があります。ひとつは「繰下げ受給」ですが、現行では60歳から70歳までの間に受給開始年齢を選べ、65歳より遅くすると年金額が上乘せされますが、2022年度から選べる期間が「75歳まで」に延びます。繰下げすると、年金額は、ひと月当たり0.7%増額になり、平たくいうと、長生きする自信のある方が受給の手続きを75歳まで延ばした場合でも、現行では70歳からの繰下げ（5年42%の増額）の扱いですが、改正後は75歳から、となるので、10年最大84%の増額となります。年金を受給することなく、一生を終える可能性もありますので、もらわぬ損、の意識が働き、繰下げ受給を選択する方は少ないかもしれません。ただ本人が繰下げするつもりで、受給手続きをせずに亡くなってしまっても、遺族が「未支給年金」の請求手続きをすれば、増額はありますが、本来の金額は受給でき、まるっきり損ではありませんので念のため。

< next >

このたび、個人の社労士事務所を「F G C社会保険労務士法人」とし、法人化しました。既存法人共々、これからも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。お伝えしていた丹波篠山ABCマラソンのオンライン、おかげさまで無事完走できました。ありがとうございました。